

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年5月17日（火）午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹 美里：谷川担当主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 3 下井 弘 ・ 5 若林 卓哉

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長

それでは、第5回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。
各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名をさせていただきます。
3番 下井 弘委員、5番 若林 卓哉委員、よろしくお願いいたします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案書の1ページをお願いします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は9,905.00㎡で、すべて田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

3ページから9ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は50,416.30㎡で、その内訳は田が38,611.30㎡、畑が10,556㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

10ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1 資材置場及び駐車場用地
でございます。

以上、件数は1件、合計面積は333㎡で、すべて畑でございます。

11ページから12ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、事務所及び駐車場用地

番号3、住宅型有料老人ホーム用地

番号4、一般個人住宅用地

番号5、駐車場及び資材置場用地

番号6、一般個人住宅用地

番号7、駐車場用地

番号8、一般個人住宅用地

番号9、駐車場及び資材置場用地

番号10、共同住宅用地及び住宅、倉庫、駐車場用地
番号11、資材置場用地
でございます。

以上、件数は11件、面積は6,204.00㎡で、その内訳は田が3,949㎡、畑で2,255.00㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、駐車場用地

番号3、進入路及び駐車場用地

番号4、農業用倉庫用地

以上、件数は4件、合計面積は1,428㎡で、その内訳は田が565.40㎡、畑が863㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

議長

それでは、早速、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 726㎡、受人 ____、面積 6,785㎡、渡人 ____。

譲受理由は、自作地相互の交換のため、譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

また、次の番号2の案件に関連した申請となります。

番号2、地区 高宮、申請地 美里町五百野下之郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 597㎡、受人 ____、面積 10,793㎡、渡人 ____。

譲受理由は、自作地相互の交換のため、譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

以上、件数は2件、合計面積は1,323㎡、畑でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号 1、番号 2、地区 高宮、お願いします。

清水委員 1 1 番、清水です。5 月 1 2 日、事務局と一緒に現地確認しました。見たところ、何も問題ないということで、よろしく願いします。

議 長 番号 1、番号 2 について、地元委員さんから異議のないことですが、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第 1 号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 1 5 ページをお願いいたします。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。

番号 1、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本中町_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 2 8 8 m² 外 3 筆、合計面積 7 2 9 m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成 1 9 年に農地転用許可を受けましたが、地目変更をせずに現在の住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

番号 2、地区 高宮、申請地 美里町五百野中之郷_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1 8 1 m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成 4 年頃に自身の所有する敷地内に農業用倉庫を建設した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、件数は 2 件、合計面積は 9 1 0 m²、畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。去る5月10日、事務局の方と一緒に現地確認を行いました。もう既に住宅が建てられておるところもあり、確認した結果、問題ないと決定をしました。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番、清水です。5月12日に現地を確認に行きました。事務局の言うとおり、何も問題ないということを確認いたしました。よろしくお願いします。

議長 番号1、番号2について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。異議なしですね。
それでは、異議なしと認め、議案第2号について、許可することに決定いたします。
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページから20ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,662㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、804.56㎡、パネルの設置率は、48.4%になります。

なお、現地確認の直前に重機を入れて土地をならしてしまっていることから、口頭で注意を行い、始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真、申請地 栗真小川町関口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 422㎡、受人 ____、転用実行者 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を分家住宅用地とするものです。
また、許可証の交付につきましては、都市計画法第43条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 一身田、申請地 一身田町八ノ坪____、登記地目・現況地目とも田、面積 193㎡ 外1筆、合計面積 1,067㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、近隣に支店を構える_____への貸駐車場用地とするものです。

現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認とともに同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 一身田、申請地 一身田町八ノ坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 294㎡ 外3筆、合計面積 1,997㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を_____用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 一身田、申請地 一身田町八ノ坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 60㎡ 外1筆、合計面積 249㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を店舗（調剤薬局）用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 神戸、申請地 野田法事谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,101㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、450.23㎡、パネルの設置率は、40.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田大谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 29㎡ 外8筆、合計面積 690.91㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,600㎡、パネルの設置率は、50.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 黒田、申請地 河芸町浜田松脇_____、登記地目・現況地目とも田、面積 69㎡ 外9筆、合計面積 2,811㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,053.19㎡、パネルの設置率は、88.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田樋廻_____、登記地目 畑、

現況地目 山林、面積 310㎡ 外4筆、合計面積 1,856㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

申請地の一部が山林化していることから、始末書の提出があります。

パネル設置面積は、1,454.39㎡、パネルの設置率は、69.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 上野、申請地 河芸町久知野横院前 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 78㎡ 外1筆、合計面積 362㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

20年ほど前から既に現況の状態であった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町 _____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 398㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び道路用地とするものです。一度居宅を建設し取り壊した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法第43条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号12、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本西富家 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,966㎡ 外1筆 合計面積 6,264㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を宅地分譲用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明合、申請地 野口大谷 _____、登記地目・現況地目とも畑、面積 290㎡ 外1筆、合計面積 2,488㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,476.01㎡、パネルの設置率は、59.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は21,367.91㎡、このうち田が11,006.91㎡、畑で10,361㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺ってまいります。 番号1、地区 大里、お願いします。
若林委員	5番、若林です。整地が施工されていたので、始末書を提出していただきました。あと問題ないと考えます。
議 長	ありがとうございます。 番号2、地区 栗真、お願いします。
坂野委員	21番、坂野です。現地調査を5月10日にできまして、現場を見ていただいた地元推進委員とも協議の上、特に問題ないということで協議しましたので、以上です。
議 長	ありがとうございます。 番号3から番号5まで、地区 一身田、お願いします。
田村委員	4番、田村です。5月10日、会長、副会長、それから地元推進委員と共に現地確認を行いました。3件ともひつついたところで一体利用の土地になるんですけども、事務局説明どおりで特に問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号6、地区 神戸、お願いします。
小澤委員	1番、小澤です。5月10日に現地確認をしてきました。太陽光発電ということで、周りの農地には問題ないという確認をしてきましたのでお願いします。
議 長	番号7から番号9、地区 黒田、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。10日の日に、事務局と部会長と現場を見ていただきましたが、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号10も上野で、お願いします。
喜多委員	番号10、これも別に何ら問題ありませんので、事務局の説明のとおりで問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 番号11、番号12、地区 棕本、お願いいたします。
竹尾委員	9番、竹尾です。5月10日に、事務局の方と一緒に現地確認をしました。 11番、もう更地になっておりましたが、特に問題はないと確認しました。 12番につきましては、面積が非常に6,264㎡ということで大きかった

ものですから、会長、部会長さんにもご足労願って確認をしました。特に問題ないと確認を取らせていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

番号13、地区 明合、お願いします。

平松委員

12番、平松です。10日の日に現地を見させてもらって、東側、北側も太陽光発電の施設になっていましたので、問題ないと確認しました。

議 長

ありがとうございました。

この議案第3号について現地確認をさせていただいたところ、太陽光の施設のところにはやっぱりどうしても排水計画が自然浸透という表現でございます。この件について、非常に斜面のところとか、平たいところばかりじゃございませんので、ゲリラ豪雨というか大きな強い雨が降ったときにどうなるかということで、どうも申請者の説明が非常に不足しておるような感じがします。現地確認のときにいろいろ注意事項また確認をさせていただいているところでございますけれども、もう少し受付をされるときにきちっと草刈りはどういうふうにするだとかというところの説明までちゃんと記載されますように注意をしていただきたいなというふうに思います。特に排水に関しては一番の問題でありまして、自然浸透、他の水にも排水溝につながる排水路、U字溝等を設置するとか、そういうところまで委員会で管理をしていきたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

余分なことでございますけれども、よろしく願いいたします。

1から14について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

21ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田樋廻____、登記地目・現況地目とも畑、面積 208㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は208㎡、畑でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。ただいま事務局が説明していただいたとおりで別に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。
続きまして、議案第5号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 草生、願出者 _____、申請地 安濃町中川大垣内_____
__、登記地目 畑、現況地目 山林、面積29㎡ 外3筆、合計面積 1,261㎡。

これにつきましては、申請地に亡き父が昭和40年頃、杉苗を植林し山林としたことを、樹木伐採後の年輪から確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高宮、願出者 _____、申請地 美里町五百野下之郷_____
__、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 224㎡。

これにつきましては、家屋登記簿により、申請地に昭和50年に居宅が建てられ現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は1,485㎡、畑でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。5月10日に現地確認させていただきましたけども、別に問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番、清水です。5月12日、現地確認をさせていただきました。事務局が言うように何も問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1、番号2について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について証明をすることに決定をいたします。
次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で86,413㎡、畑の賃貸借、使用貸借で22,92㎡、契約件数は37件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借で629㎡、畑の使用貸借で800㎡、契約件数は2件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借で14,188㎡、畑の使用貸借で268㎡、契約件数は4件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,788㎡、契約件数は6件でございます。
美里地区につきましては、田の使用貸借で12,382㎡、契約件数は7件でございます。
香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて129,400㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて23,860㎡、合計契約件数は56件、合計面積は153,260㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は津地区28件、河芸地区1件、安濃地区2件、芸濃地区5件、美里地区1件で合計37件、合計面積は107,291㎡でございます。
なお、認定農業者への集積率は、件数で66%、面積で70%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっております新規のものにつきましては、該当はございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

まず初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、この案件からご審議をいただきたいと思います。

まず、6ページの整理番号5の5についてです。_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長

6ページの5-5、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしですか。よろしいですか。

ありがとうございます。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をいただきたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。異議はございませんか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、議案第5号について、全て適正であると認め、市長に進達することに決定をいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第5回第1農地部会を終了いたします。

午前10時33分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年5月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____